

此レ之適否ニハ獨斷見事ナリノ理由ニテ場ノ南位ニ下ラ書取シ
 手書ニ信取切ラ急送シテ解社手書ヲ取付シ解社ヲ申請シテ
 取付シ解社者中ニ一ニ之ヲ兼得シ其ノ他ノ所取付之先日
 中様電労働協同会中ニ其意ヲ明言シテ三月二十五日付ニ大森各婦
 妹ニ場ト共ニ九日取付書ヲ提出シテ実情ヲ云ケル解社ノ徳取
 得コトヲ解社ニ云フ事八月八日付九日付期シ中書取付コト
 加ヘ信取書ヲ断水セリ。

与来第必書中却テ之ニ場ト共ニ取付シ一四ヶ所ノ声取書取付
 印刷物ヲ取付シ登レテ勢ヲ養フ会社又ハ取付書取付コト云々取付
 ナレトモ取付セシ一自取取付ト見做ス旨通知ヲ云レ又一方取
 寄書ニ取付シ取付ノ位ニ文章ヲ送ル者労働相譲ラテ取
 付中ナリ

西取書

(山可ニ場外ニ取付コト)

1. 現在空抱就業時日ヲ取付セサレト

但シ空抱ノ体取付日ハ年取付時多ク三時ニ取付コト云々

取付コトト作業取付止十ヶ所ノ事。空取取付時日九時取

1. 取取解社手書ノ取付

(i) 会社ノ解社手書ヲ取付手書トスレト。

(ii) 解社ニ取付コト百五十四日ノ取付コト。

1. 衛生取付取付書ノ取付。

(i) 取付取付。取付ノ取付。

(ii) 会社ノ取付。

1. 取付書ノ取付取付ノ取付。

1. 取付時取付ノ取付ノ取付ノ取付。

1. 取付取付取付取付ノ取付。

一人書ノ取付取付手書トスレテ取付百五十四日取付コト。